

瀬戸内海国立公園屋島園地維持管理業務（公衆トイレ清掃）仕様書

（適用）

- 1 この仕様書は、瀬戸内海国立公園屋島園地の維持管理に係る委託業務に適用する。

（業務の内容）

- 2 本業務は、施設の安全・快適な利用を図るため次の内容により実施するものである。
 - （1）業務の名称 瀬戸内海国立公園屋島園地維持管理業務（公衆トイレ清掃）
 - （2）業務の場所 高松市屋島東町
 - （3）業務の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - （4）業務の内容 公衆トイレの清掃 3棟 年88回/棟 264回（=88回/棟×3棟）

（公衆トイレの清掃）

- 3 公衆トイレの清掃は、次により実施する。
 - （1）公衆トイレの清掃は、公衆トイレ及びこれに付帯する施設も含めた部分で実施する。
 - （2）建物内の拭き掃除、ゴミ・空缶等の収集・適正処分、便器及び手洗いの清掃、照明器具・換気扇等設備の清掃を行うこと。
 - （3）トイレットペーパー、ハンドソープを随時補給すること。
 - （4）上記2（4）に記載の回数を、公衆トイレの利用状況を踏まえ、最も効果的な時期に実施すること。

（業務計画）

- 4 業務を実施するにあたり、あらかじめ実施時期等を記した「委託業務計画書」を作成し、提出すること。

（業務報告）

- 5 各半期の業務完了後、遅滞なく「業務実績報告書」に実施回数等を記載し、作業実施状況一覧及び作業写真を添付して報告すること。また、詳細な作業内容については、作業日報等を作成し、受託者において保存すること。

（検査（確認を含む）及び立会等）

- 6 委託者は、「業務実績報告書」の提出があったときは、速やかに業務履行確認を行うものとする。また、委託者は、業務実施状況について適宜現場確認・立会できるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

（その他）

- 7 事故・災害等を発見したとき、または通報があったときは、速やかに委託者に報告すること。
- 8 業務実施にあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議し問題解決に努めるものとする。